

# 白井南中学校 いじめ防止基本方針

平成30年度  
佐倉市立白井南中学校

# 1. はじめに

## 「いじめ防止対策推進法」 （平成25年6月28日公布→9月28日施行）

### 《目的》

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ防止対策推進法 第1条）

### 《基本理念》

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

### 《学校いじめ防止基本方針》

学校は、<sup>※</sup>いじめ防止基本方針又は、地方いじめ基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

※ 「国のいじめ防止等のための基本方針」 ←文部科学大臣が定める（第11条）

「佐倉市いじめ防止基本方針」 ←地方公共団体が定める（第12条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第1条にもあるように）いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるものです。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあります。

現在、いじめは、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応すべき問題です。さらに、学校職員だけでなく、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という認識を持って、この問題に対峙していくことが、いじめの防止・早期発見・適切な対処を図る上で重要です。全ての大人が（さらには発達段階に応じて児童生徒も）、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かに安心して過ごせる「安全かつ健全な学校・社会」をつくるために、いじめへの強い関心と課題意識を持つべきだと考えています。

臼井南中学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、学校・家庭・地域が連携を取り合い、一体となって人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することによって、「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2. いじめの定義と様態

### 《定義》

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめを見逃さないためには、「いじめには様々な様態がある」ことを認識しておく必要があります。いじめは、まず大きく分けて「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」の二つと考えることができます。「暴力を伴ういじめ」は「見えやすい」ものが多く、そのいじめを把握したら、迅速かつ毅然とした、適切な対応が必要です。また、「暴力を伴わないいじめ」は「見えにくい」ため、把握が遅れることがあります。「見えにくい」上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

いずれの場合も対処が遅れば、歯止めがきかず行為がエスカレートしてしまったり、当初のトラブルがこじれ深刻な事態に発展してしまったり、時間の経過に伴って関わる生徒が多くなり事態が複雑化してしまったりする恐れがあります。

具体的には以下の様態があげられます。

- ①暴力（強く殴る・蹴る、ふざけるふりをして小突く・体をぶつける等を含む）
- ②強要（危険なことや、恥ずかしいことを、無理にやらされるもの）
- ③金品の要求（お金や物を取られる、隠される、壊される等）
- ④悪口（からかい、ひやかし、おどし等、嫌なことを言われるもの）
- ⑤心理的な嫌がらせ（無視、仲間外れ等）
- ⑥ネット等によるいじめ（携帯電話やパソコン等を使い、ネット上で悪口を書かれたり、画像や個人情報が無断で掲載されたりするもの）

### 《本校のいじめの要因とトラブルの傾向》

- ①理解力が高い生徒が多く、理解力が低い生徒が目立つ。
- ②特別支援を要する生徒、人間関係を構築する力の弱い生徒がいる。
- ③公然と批判せず、陰で（仲間うちで）批判する。アイコンタクトも多い。
- ④仲間意識はあるが、個人主義的な発想も見られる。
- ⑤自己の非を素直に認めず、責任転嫁する傾向がある。
- ⑥困難な課題に立ち向かう意欲、努力を継続する力が弱い。
- ⑦インターネット上のトラブル（ライン等）増えている。
- ⑧噂に左右され、家庭にも広がりやすい。

### 《「いじめ」の判断のポイント》

**被害生徒が「身体的・精神的苦痛、不快感、理不尽さ」等を感じている**

**加害生徒と被害生徒に「力の差」が見える（力＝個の腕力・個の背景にある力等）**



→「個としての強さ・グループ内での立場」の「差」を生徒に理解させる必要がある。

↑被害生徒の自尊心への十分な配慮が必要

**「逆の関係・役割の交代」が成り立たない**

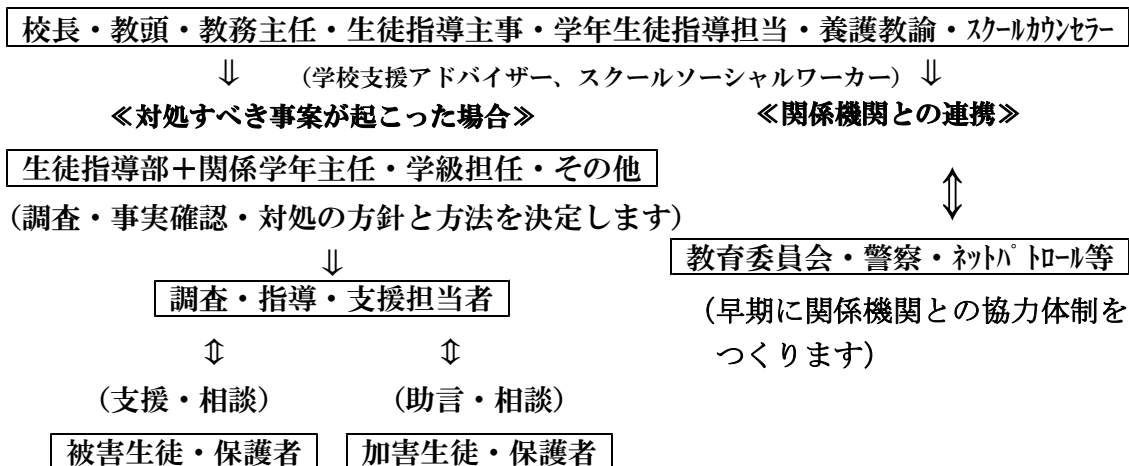
→「立場が逆なら、どうしたか?」「反撃する(できる)か、しない(できない)か」等、加害生徒に確認し、相手(被害生徒)との立場や感覚の違いを理解させる必要がある。

### 3. 学校いじめ対策の組織

#### ◀学校におけるいじめの防止等の対策のための組織▶

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 (いじめ防止対策推進法 第22条)

#### 【生徒指導部】



#### いじめ対策会議 (長期休業前に開催) ※「企画会議」のイメージ

◀メンバー▶ 上記「生徒指導部」+人権担当

- ・PDCAサイクルに沿った「学校いじめ基本方針」や「全体計画」の策定をします。
- ・学校はいじめ防止等の取り組みの進捗状況や成果・改善点の定期的な確認をします。
- ・いじめの相談、通報窓口の内容を確認し、早急に対応をします。

#### 定例生徒指導部会議 (週一回開催) ※日常的な担当者の会議

◀メンバー▶ 上記「生徒指導部」

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集し周知をします。
- ・週の重点項目、目標、指導方針、具体的な取り組み等を確認をします。
- ・いじめの相談窓口、通報窓口の内容を確認し、早急に対応をします。

#### いじめに関する緊急会議 (いじめ情報があった場合に招集する)

◀メンバー▶ 上記「生徒指導部」+関係学年主任、学級担任、部活動顧問、その他関連のある職員等

- ・いじめ事案に対する情報の収集と記録を行います。
- ・情報の共有、具体的な対応策を決定をします。
- ・全職員への「情報と具体的な対応策」の周知。
- ・当該生徒の指導、相談。当該保護者への連絡、助言、支援、相談。
- ・必要に応じて外部関係機関との連絡、連携。
- ・事後指導の方針、目標、具体的な手立ての決定。全職員への周知。
- ・事後の指導、必要に応じて他の生徒(個別)、学級全体、学年全体、全校への指導。
- ・事後の生徒(集団)の様子を把握。必要と思われる指導、支援。

## 4. いじめの防止策

全ての生徒が安心・安全に学校生活を送り、規律正しく、主体的に日常の学級活動や授業や行事に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことが、いじめ防止の基本となります。学校職員が一丸となって、真摯に生徒に向き合い、きめ細かな指導と支援を行い、生徒が達成感や自己有用感を感じられる教育活動を実践していきます。生徒一人ひとりの能力・特性が伸び伸びと発揮され、互いのよさを認め合う関係をつくっていきます。

学校職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は、いじめを助長することにつながるという認識を持ち、温かい「教師と生徒の信頼関係」が築けるよう努めていきます。

### 《具体的な手だて》

- ①生徒と教師・保護者と教師・地域住民と教師の信頼関係の確立  
(全教育活動で意識・地域の活動への積極的な参加・広報活動・啓発活動)
- ②望ましい人間関係を育む学級(学年)経営(居場所づくり・絆づくり)
  - ・日常活動…学級目標、毎日の生活目標を実現するための取り組みや、生活班を中心にした小集団の活動、清掃・給食等の当番活動等とおし、自分たちで決定し、仲間と協力して行動する自治的活動の実践力を高める。
  - ・行事…文化・体育的活動をとおし、力を合わせて一つのことをやり遂げることの尊さ・喜びを実感させる。友好的雰囲気をつくる。集団の成員一人ひとりの個性の違いに目を向け、仲間同士支え合うことの重要性に気付かせる。
  - ・リーダー育成…絶えず集団全体に目を向け、集団活動や学習活動に対する建設的な雰囲気づくりを心がけさせる。各活動を振り返り、次の課題や実践方法を検討させ、集団の成長の原動力となるよう指導する。
  - ・話し合い…活動の目標設定、その達成度や課題の確認、日常活動や行事への取り組み方等について、学級の意見をまとめ、民主的に決定していく方法と態度、規範意識や不正を許さない正しい判断力を身につけさせる。
- ③分かる授業の展開(学習意欲の高揚→学力の向上)
  - ・授業の改善をめざし、校内研修、研究授業、教科会議、相互参観を実施し、個々の教師の(授業規律の定着を含めた)授業力を向上させる。
  - ・個別指導や取り出し授業の工夫
- ④道徳教育の充実(思いやり・生命尊重・正義感・仲間との連帯意識等の高揚)
  - ・全学年…『いつのまに』県映像教材(友情)
  - ・1年生…『松葉杖の友子』(正義・公正・公平)
  - ・2年生…『黒ちゃんの憂鬱』(差別や偏見のない社会)
  - ・3年生…『いのちのつながり——臓器移植』(生命の尊重)
- ⑤体験的学習の充実
  - ・全学年…地域ふれあい祭りボランティア・各教科の体験学習(外部人材)
  - ・1年生…市内巡検における体験学習
  - ・2年生…キャンプにおける体験学習・職場体験
  - ・3年生…修学旅行における体験学習・保育実習
- ⑥生徒会活動の活発化(命の大切さ・仲間の大切さを意識した宣伝・啓蒙活動)
- ⑦規範意識、マナーを高める集会活動や講演会の実施(インターネット、携帯電話の使い方含む)
- ⑧部活動の充実(向上心・目標達成に向けて努力する姿勢・仲間との連帯意識等の陶冶)
- ⑨各家庭、地域との連携(情報の共有・指導の方向性や方針への共通理解・協働)



- ②必要に応じ、生徒の性格や能力、家庭や学校での立場を考慮して、助言・支援を行う。
  - ・確認段階で話が食い違う原因は、①に挙げたものの他に、生徒の能力的な問題による場合もある（「時系列で事実をたどれるか？」「言語力、表現力、理解力は？」）。また、親子関係や友人関係の維持や、叱責されること等を避けるため、場面や相手によって言うことを変える可能性もあることにも留意する。
- ③必要に応じ、周囲の生徒からの聞き取り、アンケート調査等を実施する。

#### 《いじめへの指導》 …「いじめ」や「暴力」は絶対に許されないことを徹底指導する

- ①納得のいく状況（不審、不明な部分がない）になるまで、生徒と向き合う。
  - ・加害生徒は、事実をはっきりさせず、言い訳やごまかしがある状態では反省しない。
- ②加害側には、「自分は何をしたことになるのか」をはっきり認識させる。
  - ・「いじめ」という認識を持たせないと、考えさせたい点に触れられない。→親の納得
- ③事実を踏まえ、双方に「理解させたいこと・変容を求めること」を整理して指導する。
  - ・一貫性のある指導を行う。
- ④被害側も必要な指導・支援を行う。（特に「人間関係のあり方」について）
  - ・例：自分が我慢すれば仲良くできる、という感覚→「仲よし」「友だち」ではない。

#### 《保護者への説明》 …事実を的確に伝える

- ①被害生徒、加害生徒の今後のために、指導者として真摯に向き合う姿勢を一貫して示す。
- ②指導の目的、今後の見通し（指導・支援の手立て）をはっきり持って対応する。
- ③保護者の「自尊心・子への思い」に配慮し、保護者の話に耳を傾け、丁寧に対応する。
- ④保護者を余計なことで苛立たせない←加害、被害側とも集まった段階では冷静ではない。
- ⑤曖昧な言葉や態度で説明しない。事実は怯まずに伝える。相手が納得するまで。

### 重大事態への対処 …「いじめ防止対策推進法」第23・25・26条

#### 《「重大事態」とは》 …「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があること

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②生徒が身体に重大な被害を負った場合
- ③生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

#### 《対処と留意点》

- ①犯罪として扱うべきであると認められる場合は、躊躇せず警察署と連携して対処する。
- ②教育上必要と認める場合は学校教育法の規定に基づき、適切に生徒に対し懲戒を加える。
- ③市教育委員会による出席停止制度等を適切に運用する。

### 事後の対策・指導・支援 …最終的には「積極的生徒指導」が肝心

- ①学級担任・授業者等で指導後の加害、被害生徒の様子に注意し、指導・支援を行う。
- ②教室を「教師の目がある状況」にする。（「授業後の教師」と「次の授業の教師」の連携等）
- ③他に「いじめ」はないのか観察する。→必要に応じて調査する。
- ④対処療法→根本的指導を行う。（学活、道徳、集会、班長会、評議会、個別的な依頼・指導）。
  - 仲間への関心・不正を許さぬ態度・集団への意識等を高める発展的、前進的な指導。
- ⑤当該保護者と連絡を密に取り、家庭での様子・言動を把握し、学校での様子を伝える。
  - 必要に応じて保護者への助言・支援を行う。

## 7. 年間計画

月	主な行事	いじめ問題に関する計画
年間		・生徒指導部会議（週一回）
4月	・入学式 ・対面式 ・授業参観 ・保護者会	・学校間、学年間の情報交換 ・対面式をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・いじめに関する職員の共通理解（職員研修） ・保護者へのいじめ対策についての説明
5月	・3年生修学旅行 ・教育相談	・修学旅行をとおした集団、人間関係づくり ・定期教育相談による生徒の現状把握（アンケート実施）
6月	・2年生キャンプ ・情報被害防止教室 ・定期テスト	・キャンプをとおした集団、人間関係づくり ・情報モラルへの意識の高揚、情報被害への対処の仕方 ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
7月	・1,2年生保護者面談 ・3年生三者面談 ・壮行会 ・郡市総合体育大会	・保護者からの情報収集 ・ <b>いじめ対策会議</b> （現状把握・計画の進行状況確認） ・壮行会を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・生活実態調査（学校・家庭生活全般、いじめ調査含む）
8月	・職員研修	・職員研修（いじめ防止・自殺防止、その他）
9月	・体育祭 ・定期テスト ・郡市新人大会～10月	・体育祭を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
10月	・生徒会役員選挙 ・南陽祭・教育相談 ・前後期入れ替え式	・役員選挙を通した集団、人間関係づくり（異学年交流） ・南陽祭をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・前期の自己、集団を振り返る活動、話し合い等
11月	・三者面談 ・2年職業体験 ・3年生定期テスト	・定期教育相談による生徒の現状把握（アンケート実施） ・望ましい人生観の陶冶、学ぶことの意義の理解 ・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
12月	・1,2年生定期テスト ・人権集会	・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定 ・人権尊重の精神・態度の育成 ・ <b>いじめ対策会議</b> （現状把握・計画の進行状況確認）
1月	・教育相談 ・新入生保護者説明会	・定期教育相談による生徒の現状把握（アンケート実施） ・新入生の保護者へのいじめ対策についての説明
2月	・1,2年生定期テスト	・自己の学習状況の確認、課題の把握、目標の設定
3月	・予餞会 ・卒業式 ・修了式	・予餞会をとおした集団、人間関係づくり（異学年交流） ・年間の自己、集団を振り返る活動、話し合い等 ・小学校からの引き継ぎ、各学年内の情報整理、計画作成 ・ <b>いじめ対策会議</b> （年間の取り組みの評価と分析、来年度の計画案、「学校いじめ防止基本方針」の見直し）